

Web代理認定申請システム利用案内

～**認定書の写しのダウンロード**が可能になりました！～

●金融機関による「Web代理認定申請」を使うには？

1. 申請対象の事業者がセーフティネット保証4号・5号**又は危機関連保証（6項）**の認定要件を満たしていること
2. 事業者から金融機関への委任状（横浜市指定様式）があること

※以下に該当する場合、Web代理認定申請は利用できません

- ・セーフティネット保証5号の認定を取得されたい場合 ※5号についてもWeb認定申請の運用を開始しました
- ・前年実績のない創業者など、緩和措置を利用する場合

●金融機関による「Web代理認定申請」のメリット

- パソコンやタブレット等から、簡単な操作で申請できます
- 認定会場の受付時間外でも申請できます
- 申請・審査における対面手続きが不要となり、認定書の写しをダウンロードできます。
(原本が不要であれば来場不要)

●必要書類（※申請前にご準備ください）

※金融機関によるWeb代理認定申請では、「委任状」が必要となります。

「認定申請書」と「認定代行申請一覧」は不要です。

事業者が法人の場合

事業者が個人事業主の場合

①

履歴事項全部証明書
※3か月以内のもの（コピー可）

青色申告決算書1ページ目 ※直近のもの
（又は、所得税確定申告書Bの第一表）

②

売上高計算書（横浜市指定様式） ※銀行支店長印又は税理士・公認会計士押印済みのもの

③

委任状（横浜市指定様式）

※スキャンした画像だけでなく、タブレット等で撮影した写真でも可です。
その際は、細かな文字が読み取れるよう、鮮明な写真の添付をお願いします。

※上記必要書類は金融機関による代行申請の場合に必要な書類です。
事業者の方によるWeb申請に関しては、「事業者向けのご案内」をご覧ください。

■金融機関向けWeb代理認定申請の入口、必要書類のダウンロードは、以下の横浜市HPへ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/websinnsei.html>



横浜市 Web認定

検索

●申請の流れ

1

必要書類を事前に準備 ※前ページ参照

2

WEB申請入口

セーフティネット4号及び危機関連保証Web申請入り口

| 事業者向け | 金融機関向け |
|---|---|
| <p>事業者向け セーフティネット保証4号 WEB申請入口</p> <p>事業者向けセーフティネット保証4号WEB申請入り口 https://tzk.graffer.jp/city-yokohama/smart-apply/apply-custom/safenet-crisis-four (外部サイト)</p> | <p>金融機関向け セーフティネット保証4号 WEB申請入口</p> <p>金融機関向けセーフティネット保証4号WEB申請入り口 https://tzk.graffer.jp/city-yokohama/smart-apply/apply-custom/safenet-crisis-four-from-bank (外部サイト)</p> |
| <p>事業者向け 危機関連保証 WEB申請入口</p> <p>事業者向け危機関連保証WEB申請入り口 https://tzk.graffer.jp/city-yokohama/smart-apply/apply-custom/safenet-crisis (外部サイト)</p> | <p>金融機関向け 危機関連保証 WEB申請入口</p> <p>金融機関向け危機関連保証WEB申請入り口 https://tzk.graffer.jp/city-yokohama/smart-apply/apply-custom/safenet-crisis-from-bank (外部サイト)</p> |

**金融機関向けの
ボタンをクリック！**

横浜市HPからアクセスください
※前ページ参照

3

書類準備の確認画面で、委任状取得済みボタンをチェック

危機関連保証認定申請（金融機関代理申請）

こちらは、横浜市に事業実態のある事業所をお持ちの方の「危機関連保証」のための認定の申請を金融機関が代行して申請するためのページです。

Web申請をご活用いただくことで、申請・審査における対面での手続きが不要となり、現場でのスムーズなお手続きが可能となります。

以下の準備ができていることをご確認の上、申請にお進みください。

横浜市内における事業実態が確認できる資料の準備

- 法人の方： 届出事項全部証明書 ※直近3か月以内のもの
- 個人の方： 青色申告決算書1ページ目(例)又は、所得税確定申告書Bの第一表(例)

売上高が確認できる資料の準備

- 銀行支店長又は税理士・公認会計士押印済の売上高計算書（横浜市指定様式）

委任状の取得

- 事業者から委任状を依頼していますか？

取得済み

ログインして申請を開始する

お手元の委任状に

- ①委任者の情報
- ②受任者の情報
- ③受任者の印
(支店長印又は押切印等)

が記載されているか確認の上、
チェックをしてください。

4

アカウントを作成し、システムにログイン

Google、LINE、当システム用アカウントからお選びいただけます。

Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

または

姓

名

※ 任意のメールアドレス

パスワード

Grafferアカウントを登録する

Grafferアカウントをお持ちですか？

申請時にログインしたメールアドレス宛に、申請完了、交付物発行、対応完了(審査完了)の連絡メールが届きます。認定書をお受け取りになる方が受信できるメールアドレスを登録することをお勧めします。

2回目以降はこちらのボタンをクリックしてください。

5

金融機関情報を入力

危機関連保証認定申請（金融機関代理申請）

こちらは、横浜市の危機関連保証認定申請（金融機関代行）のオンライン申請を受け付けるページです。

金融機関の情報

担当者名

申請内容の確認がある場合の連絡先のご担当者氏名を入力してください

連絡先電話番号

申請に不備があった場合などに、連絡が来る可能性があります。日中に連絡のつく電話番号を入力してください

金融機関名

支店名

「申請者の情報」の入力へ進む

案件の内容についての確認をする可能性がありますので、案件の金融機関の担当者の方の情報を入力してください。

上記担当者が所属する支店名を入力してください。

6

申請する企業の情報を入力・必要書類をアップロードし、申請

申請完了後、**申請完了**のメールが「noreply@mail.graffer.jp」から届きます。
※メールが届かない場合、ドメイン指定により受信拒否されている可能性があります。
「@mail.graffer.jp」の受信設定をお願いします。

7

交付物発行のメールを受信 ※原則当日～翌営業日程度

審査完了後、本市が申請詳細画面の交付物欄に**認定書の写し**をアップロードすると、**交付物発行**のメールが「noreply@mail.graffer.jp」から届きます。

認定書の写しは原本と同様に融資手続きにお使いいただけますので、印刷をしてご利用ください。

8

対応完了のメールを受信

認定書原本のお渡しの準備が整うと、**対応完了**のメールが「noreply@mail.graffer.jp」から届きます。

9

認定書原本の受け取りをご希望の場合

原本での受け取りをご希望の方は、**対応完了**メールの受信後、**委任状**及び**名刺**をご用意の上、受付時間内に認定会場までお越しください。

※「認定代行申請一覧」は不要です。

※委任状は確認後お返しますので、保管をお願いします。



● 認定書写しの電子データ受け取り方法について

1 交付物発行メールの受信後、申請者詳細画面に交付物欄が表示されます。

申請一覧 / 申請詳細

セーフティネット保証 4号認定申請

この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容 **交付物**

申請ID
6972-1298-7327-2327893

申請先
横浜市

対応ステータス
完了

手続き名称
セーフティネット保証 4号認定申請

申請者情報

| | |
|--------|------------|
| 種別 | 個人 |
| 氏名 | 横浜 太郎 |
| 氏名(カナ) | ヨコハマ タロウ |
| 住所 | 横浜市中区港町1-1 |
| 屋号 | 横浜商事 |

2 ダウンロードをクリックすると、認定書の写しの電子データが取得できます。印刷をしてご利用ください。

自治体トップ / ネット申請一覧 / 6972129873272327893

申請一覧 / 申請詳細

セーフティネット保証 4号認定申請

この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容 **交付物**

sample.xlsx

ダウンロード

【受付場所】 横浜市経済局金融課
横浜市中区 本町 6 丁目50番地10 横浜市庁舎31階
【受付時間】 平日 午前 9時～11時
午後 1時～4時
【お問い合わせ】 TEL : 045-671-2592 FAX : 045-664-4867